

弥生いこいの広場隣接地利活用方策検討事業  
報告書【概要版】

平成 21 年 10 月

弘前大学人文学部

弘 前 市

## 1 目次

序	研究の目的と体制
第1章	弥生リゾート跡地をめぐる経緯と問題
第2章	事業立地地域の歴史と現況
第3章	開発と自然保護・開発に対する市民運動の倫理
第4章	各方面からの利活用案
第5章	利活用方策の検討手法
おわりに	
【資料】	弥生リゾート跡地に係る出来事

## 2 各章の要旨

### 【序 研究の目的と体制】

弥生いこいの広場隣接地（以下「弥生リゾート跡地」）は、総合保養地域整備法（通称、リゾート法）に基づくスキー場計画の頓挫後、弘前市が「岩木山弥生地区整備計画」に基づき、「自然体験型拠点施設」用地として取得したものの、整備を中止して現在に至っている。

この弥生リゾート跡地の今後のあり方について、弘前市では弘前市議会等で以下の通り「基本的な考え方」を示している。

#### 【基本的な考え方（検討の方向性）】

- (1) 広く市民の意見を聴いて、今後の方向を定めていく
- (2) 自然に近い姿を念頭に置きながら検討を進める
- (3) 大型箱物施設を中心とした計画とはしない
- (4) 防災や利用上の安全面も考慮し整備の方向性を定めていく

また、これまでの当該地区の整備計画を巡る経緯を踏まえると、今後の整備の方向性の検討にあたっては、上記(1)のとおり広く市民の意見を聴くための「市民懇談会」などの設置の検討も必要となるが、運営にあたっては、外部の視点・手法を取り入れて、手法の透明性も確保することとしたい。従って、基本的な考え方の第5番目として以下も掲げることとする。

- (5) 懇談会などの運営にあたっては、大学等、外部のノウハウ・手法を活用することを検討する

弘前市は、この「基本的な考え方」に基づき、弥生リゾート跡地をめぐる現況等の事実の整理および市民などの意見を集約する透明性の高い手法の開発等を行うことを目的として、大学の知識や手法を活用するため弘前大学人文学部との共同研究に着手した。

本報告書は、この跡地をめぐる経緯や前提条件をあらためて洗い出し再整理するとともに、本研究の総括を担当する弘前大学人文学部社会学研究室として、跡地利用を市民や地域社会の参加と連携のもと推進するための方策について、市への提言を行うものである。

## 1 研究体制

研究体制としては、弘前大学人文学部社会学研究室が主体となり、地域共同研究センターとともに、複数の教官の協力のもと、調査研究にあたった。

また調査は、弘前市企画部企画課【研究資料の提供】、弘前市建設部土木課【防災】、弘前市教育委員会船沢公民館【地域ネットワーク】（以下それぞれ「市企画課」「市土木課」「船沢公民館」）との共同で行った。とくに船沢公民館からは、地元から現地についての生活に基づいた情報を提供してもらい、その得られた情報を弘前市・弘前大学の共同研究の成果に十分に盛り込むことを目論んだ。

## 2 調査内容

調査は大きく「①事業跡地の概要と、地元となる船沢地区の文化・社会・歴史的条件調査（地元地域社会の潜在力・資源発掘調査として）」、「②事業跡地の利活用に関するハード・ソフト両面の前提条件調査」の二つに分けて行った。

①事業跡地の概要と、地元となる船沢地区の文化・社会・歴史的条件調査は弘前大学社会学研究室が、船沢公民館とともに行った。

②弥生リゾート跡地の利活用に関するハード・ソフト両面の前提条件調査では、次の5つのテーマを掲げ、前提条件を探ることとした。

1. 現地林野の検討
2. 防災に関する検討
3. 生物の面についての検討
4. グリーンツーリズム・エコツーリズム・自然体験学習を行う場としての検討
5. 地域社会に関する検討

またこれらに加えて、さらに隣接する弥生いこいの広場などの施設や、弥生・上弥生地区の状況把握、周辺地域の管理団体への調査の他、リゾート開発への市民の反対運動の経緯や今後の関わり方についても調査を実施して、多様な主体の連携可能性を探るものを目指した。

### **【第1章 弥生リゾート跡地をめぐる経緯と問題】**

昭和62年リゾート法が制定されたことを受け、青森県は弘前市を含む津軽地域の8市町村を対象とする「津軽岩木リゾート構想」を策定した。岩木山弥生地区もこのリゾート構想における重点整備地区として位置づけられる。

平成2年、リゾート法に基づいて国から「津軽岩木リゾート構想」が承認され、リゾート開発を積極的に推進するために第3セクター・弘前リゾート開発㈱も設立された。

構想のメインとなったのは大型スキー場の建設であった。当初は建設促進に向けて市民も盛り上がりを見せていたが、やがて自然保護・景観保全などを訴える市民団体が発足、活発な反対署名運動も同時に巻き起こることとなった。

平成8年、政局の変化の影響もありスキー場計画は頓挫。跡地を買い取った市による新た

な計画が持ち上がるも、やはり市民運動の高まりにより事業は硬直化し、リゾート跡地をめぐる利用構想は混迷を極めることとなる。しかし平成18年の弘前市長選挙で、弥生リゾート跡地に大型箱物施設を作らないことを公約した現・相馬鋸一市長が当選したことにより、弥生リゾート跡地をめぐる構想は中止に至ることになる。

## **【第2章 事業立地地域の歴史と現況】**

弥生リゾート跡地は周辺の地域・船沢地域の住民たちの生活の最も周縁部に位置している。とはいえかわりがなかった場所ではなく、馬草を取る、薪や山菜を採る、用水の水源地であるなど、生活・生業に必要な山からの資源を獲得する場所であったと言える。

戦中戦後の開拓で、この場所に集落が拓かれ、周辺の多くがりんご園に変わるが、昭和30年代以降の燃料革命、農業の機械化、兼業化などにより、山の資源の位置づけが大きく変化していった。

昭和40年代末には弘前市民のレジャーの場（弥生いこいの広場）として新たな意味付与がなされ、多くの市民が訪れる場所となったが、逆に周辺の地域住民にとっては身近な自分たちの場所ではなくなってもいった。

平成に入って持ち上がったリゾート開発とその失敗、さらにはその跡地を利用した自然体験型拠点施設・大型児童館建設計画とその中止の過程の中で、地域住民（の一部）は地権者としてかわり、町会連合会でも開発推進に尽力するが、すでに多くの地域住民にとっては生活からは遠い場所の話になってしまっていた。

事業が白紙に帰った現在、弥生リゾート跡地にどのような利活用法があるのか。このことを考えるためには、弘前市民を含め、なかでも周辺の地域住民自身がこの場所をもう一度どういう場所なのか捉え直し、かかわることができるかどうか、大事な論点になる。

## **【第3章 開発と自然保護・開発に対する市民運動の倫理】**

第3章では、地元をこえた、いわゆる「市民」の側から、この問題がどのように捉えられてきたのかを見ていく。ここではこれら一連の事業反対運動に係わった岩木山を考える会へのインタビューおよびその際に入手した資料をもとに、この運動が何を目指していたのか、さらには、当地域にどのような利活用を考えているのか、社会学の視角から分析し、整理してみたい。

岩木山を考える会は「岩木山の自然を大切にし、豊かな環境で潤いのある生活を願い、真にあるべき姿を考え守ること」(ホームページより引用)を目的に設立された市民団体であり、主な活動としては、岩木山の自然を観察する自然観察会、年に一度のペースで開催されるシンポジウム、岩木山に生育・生息する動植物の調査研究活動などがあげられ、ほかにも様々な活動を行っている。ここでは会の活動のひとつに含まれる、岩木山の自然を残すための活動および運動のうち、とくに開発に対する反対運動についてみていく。

この会が発足したのは岩木山スカイラインスキー場開発計画が始まったときで、この計画

に反対するべく、発足に至った。嶽スキー場のアセスメントに一部の会員が委員として参加し、その際のアセスへのあり方に疑問を持ったことがあるという。結局、スキー場はうまくいかないことが判明し、開発は行われずに終わった。この嶽の開発にさきがけて弥生スキー場等開発事業にかかるアセスが行われているが、会では、このアセスは十分に行われていないと考え、生物だけでなく地盤などもきちんと調査することが必要だと主張していた。

嶽開発のあとに弥生スキー場建設計画もあったが、それも中止となり、弘前市は跡地に大型児童館を建設する計画を提出した。それに対し、会では「ふるさとの森」として跡地の再生を要求している。そのなかには「自然教育園」が構想としてあった。一見、市の構想と似たようなものにも見えるが、この「自然教育園」構想と市が示していた大型児童館との間には、大きな隔たりが感じられたという。

会が考える自然教育園は箱物施設は極度に抑えること、お金をかけないこと、そして森の再生・回復を重視したものであり、市とは異なる立場であるということだった。跡地をどうするか、岩木山を「考える」かたちにしたかったという。

聞き取りの結果から、岩木山を考える会の自然保護に対する考えは次のようにまとめることができる。

学問が進む現代においても自然保護については凍結・維持・保全管理のみで、修復についてはまだよくわかっていない状態である。国でも種の保存が問題になっており、修復については反論もある。天然記念物に指定されている動物も、捕獲・射殺が現実に行われている。凍結・維持・保全はしたい、しかし修復については意見の違いがあるのではないかと。岩木山の多様性をどのようにして守るかを、今後いろいろと協議して考えていかなければならないという。

また、今回のリゾート跡地利活用の前提条件調査について、会では、

- ・ 市民の声をできるだけ多く聞くこと
- ・ 拙速は避けること（生態系はそこに住む生物の付き合いで出来るものであるから時間がかかるのは当然）
- ・ 市民との話し合いの中から市民と共に大学も行政も学習する必要があること
- ・ 生態系を守りながら市民が利用し、活用するにはどうすればよいかを探る必要があることを提起している。

これまで市や大学と話をすることができなかったが、跡地利用に関する懇談会などで意見を述べる事ができるなら、それは望ましいことと考えている。そして、現状だけで判断せずに、しっかりとした現状分析を行ったうえで将来を見据えた計画が作られるとよいとのことであった。

会が弥生リゾート・スキー場建設に反対していた理由は大きく分けて2点あったと考えられる。一つは環境保全・自然保護の論点であり、岩木山の景観、および周辺の豊かな自然をスキー場という人工的な空間に置き換えることへの反対論である。もう一つは市の財政を、この時期、こうした事業に投資することへの疑念であった。

考える会では早くから跡地を「自然教育園」として活用することを提案している。厳密に言えば、市が提案していた自然体験型拠点施設整備という基本的な考えに対して、会は反対

していたのではなく、市が提案する大型児童館の性格や、またそこに投資される公金の額とその計画がもたらす効果に対する疑念からこの事業に反対したのだと解釈される。

さらに、「自然教育園」としての跡地の利活用に対して、同会では市民参加の形で協力したいとしており、メンバーには多くの自然・生物関係の専門家も含まれるので、今後とも跡地が自然学習の場として使われるようになるならば、学習活動を支援する重要な人的・社会的資源になると考えられる。

#### **【第4章 各方面からの利活用案】**

調査では、リゾート跡地の利活用に向けた前提条件、および考えられる利活用案について、各方面からの意見を収集した。ここでは大きく6点に分けて提示しておく。

1. 社会文化的条件（弘前大学人文学部 山下祐介）
2. 跡地利活用に関しての地学・防災面（弘前大学農学生命科学部 檜垣大助）
3. 生き物の観点から（弘前大学農学生命科学部 東信行、岩木山を考える会 三浦章男）
4. 地域住民の観点から（船沢公民館長 前田嘉隆）
5. 周辺関連施設の状況（弘前大学人文学部社会学研究室）
6. 農村計画の立場から（弘前大学農学生命科学部 藤崎浩幸）

ここで出された意見は大筋においてある一定の方向を示すものではあるが、ここでは各方面の意見の調整はとくに図らなかった。むしろここで出された意見は、第5章で提言する懇談会などを通じた市民・住民参加を交えて、あらためて広く議論されることが望ましい。その議論のための最初の材料として提示したものである。

#### **【第5章 利活用方策の検討手法】**

本章では研究総括を担当する弘前大学人文学部（社会学研究室）の立場から、市及び市民に対して提言を行うこととしたい。

これまでの調査結果から、まず本件にかかわる基礎となる現状認識についてまとめる。その上で今後の跡地利活用法の議論のために関わるべき主体を整理し、住民参加の仕組みを構成するにあたっての留意点や、考えられる方法について提案していく。

##### **1. 基礎となる現状認識**

基礎となる現状認識として、まず次の2点を指摘できる。

(1) 大規模開発による地域振興は、現在のような状況では必ず行き詰まる。リゾート開発、なかでもスキー場の失敗例は枚挙にいとまがない。さらに日本の各地方自治体はみな財政難に苦しんでおり、弘前市も例外ではない。何らかの事業を行うにしても、環境への配慮・保全や長期的な財政的見通し、住民参加の回路を欠いた場合には、地域社会の持続性を損なうことにもつながりかねない。

(2) 他方で、地域社会にとっては、長い景気低迷の中で、少しでも収入のある、地域を元気にしてくれるなにかが必要。しかも行政依存の状況が長く続いたので、自発的な活動を促す仕掛けと一緒に必要である。それも厳しい行財政状況の中で進めねばならない。

こうした現状認識を、弥生リゾート跡地の問題に即して具体的に考えれば、次のように整理できる。

#### ①リゾート計画の頓挫をどう考えるか。

開発推進および協力者の側に立って考えれば、リゾート計画の頓挫は当然残念な結果であろうし、何とか推進できないものかと考えるのもやむを得ない。

しかし、本計画の中心にあったスキー場は、その後全国でその経営が問題となり、地域の経営そのものに問題をきたしている例も少なくない。そのことを考えると、「やらずにすんでよかった」という考えもありえるし、実際に地元住民からもこうした声が多く聞かれる。

②跡地をこのままの状態にして、じっくりと自然の回復力を見守るということもあるが、地域の振興や活性化に少しでもつながる方策を考えていくことも必要。ただし、経済的活性化のみが振興ではないので、効果は多様な尺度で考えておくべきである。

③跡地の利活用にあたっては、自然に近い姿を念頭に置き、大規模な施設建設などは現実的ではなく、考えない(市の現在の立場)。また、当然ながら防災・安全面を考慮する。既存の施設・資源の有効活用をはかりつつ、環境問題、教育問題、人間交流の問題の解決に寄与する利用法を考える。またこうした利用法の開発は行政のみで進められるものではなく、住民参加・市民参加を通して行う必要がある(住民自身が参加しながら学ぶ)。

④当地の利活用には、地元である船沢地域がここを活用して地域をどのようにしたいかが重要となる。

## 2. 関係する主体：4つのカテゴリー

以上の現状認識に立つと、この問題を考える場合に主要となる主体は次の4つである。

### (1) 行政

当然、行政の積極的な関与が求められる。市の関係する部署はもちろん、国、県との連携も必要となる。

### (2) 地域住民(船沢地域)

跡地が立地する船沢地域に関しては、歴史的経緯から言っても、跡地利活用の中心的役割を果たして欲しい。ただし、住民の意見・感情には様々なものがあるので、人々が問題を把握し、意見を述べ、議論していく場や、意見収集の方法(アンケート調査など)を考える必要がある。いずれにしても、町会と公民館が取り組むのが望ましい(場の設定を町会が公認し、公民館が実施するのがよいように思う)。

### (3) 市民

より一般的な層として、市民が重要である。ボランティアとして、利用者として、また一部に専門家としてかかわることになる。ただし、こうした一般市民の声をどのように吸い上げるかについては工夫が必要となろう。

また一般市民といっても、個人の利用か、あるいは団体をとおしてかに関わり方も違う。個人での関わりとしては、登山者、自然観察、あるいはまた子供の親として、などが考えられる。市民団体では、岩木山を考える会、山岳会、野鳥の会、岩木川と地域づくりを考える会、岩木山自然学校、などがあげられる。このほか、企業や各種産業団体も関係してくると思われる。

### (4) 大学の研究機関等

弘前大学等の人文社会科学、自然科学・工学の専門家がそれぞれの見地で参画する必要がある。

## 3. 跡地利活用の可能性

### (1) 跡地の特徴

現地の特徴を拾い上げると次のようになる。

①まず、この場所からの津軽地域や八甲田山系の眺望がよい。とともに、岩木山自身の眺望もよく、津軽一円を岩木山の麓から見おろすこの場の位置が大変よい。現在の跡地はすでに草木が生い茂り始めていて、跡地自身からの眺望にはいくらか障害もあるが、近接する弥生いこいの広場からは、天気がよい日には絶好の展望パノラマが楽しめる。

②周辺の動植物も豊富であり、自然観察などの場所として活用可能である。

③しかしなにより、次の点が重要である。この場所は、すでに開発の手が入り、草木の伐採なども行われ、一部、関係施設の建設も進められた。もともと人の手が入っていた場所ではあるが、スキー場建設の途中で終わっているため、以前に存在した植生が失われている箇所も多い。だが、こうした場所だからこそ、「自然の回復力」を学習する場所とすることが考えられる。②だけでなく、③を学習する場所として位置づけることは、他地域ではまだ行われていない。

④以上のような利用にとって、関連施設として、弥生いこいの広場が近接している。跡地と一緒に考えることで、市民の利活用の幅が広がる。そもそもここもレジャーから自然体験にコンセプトも変わってきているので、跡地利活用と一体のものとして考えることが理想ではないか。



⑤さらに、周辺は国有林だが、とくに船沢地区住民が利用してきた薪炭共用林であった。周辺にもまだ残っている。近年利用率の低下しているこうした薪炭林を、地域がこの跡地利活用とセットで考えることで、さらに有効な学習資源を発掘できるかもしれない（周辺には縄文遺跡もある）。またこの国有林は元は岩木山神社の神社林であり、本来は信仰とも関わりがある。弥生からは岩木山への参道もある。この場所は、この地域の人々と自然・神との長い間の共生の場として位置づけられ、こうした点に、自然遺産として位置づけられる白神山地周辺とは異なる特長を見出せる。<sup>1)</sup>

1) 白神山地は逆に、江戸時代も含めて、岩木川を通じて薪を弘前の町に大量に出した場所であり、自然遺産としての言い方と矛盾するかもしれないが、次のようにも言うことができる。つまり、白神山地（西目屋側）は、目屋地域の住民の労働力で、薪炭利用のためかなり奥まで伐採が進んだ山である。それに対して岩木山は信仰の対象であり、江戸時代までは林木の活発な利用がなかった。目屋には山仕事の文化がかなり色濃く存在するが、岩木山周辺にはそうしたものは無い。業としてではない、生活の手段に限った利用であった。

## (2) 跡地利活用方策検討にあたっての共通了解事項

まず、弘前市と弘前大学人文学部が本共同研究を発足させた時点で確認されていた市の基本的な考え方として、次の5点がある。

- ①跡地の利活用に関しては、広く市民の意見を聴いて、今後の方向を定めていく。
- ②自然に近い姿を念頭におきながら検討を進める。
- ③大型箱物施設を中心とした計画とはしない。
- ④防災や利用上の安全面も考慮し、整備の方向を定めていく。
- ⑤懇談会などの運営にあたっては、大学等、外部のノウハウ・手法を活用することを検討する。

とくに⑤を実現すべく本調査を進めたが、この調査を実施していく中、多くの人々の間で聞いた了解事項もあるので、一部上記と重複するが、あげておく。

- ①大きな施設は作らない。箱物は避ける。
- ②しかし、利活用にあたっては、歩道の整備や休憩所、管理小屋などは検討する必要がある。
- ③整備にあたっては地元や一般市民の参加を呼びかけ、この過程自身を、「自然の回復力」を学ぶ場所として位置づけるとよい。さらに跡地の管理や利用も、参加の下に行われるのが望ましい。
- ④弥生いこいの広場との関連で考える。中心となる管理棟、キャンプ場、駐車場などはずで整備されており、有機的な活用法を考える。
- ⑤自然学習の場としては、弘前市内外にはいくつかの類似施設がある。これらとの競合を避けるコンセプトを示す必要があるとともに、逆にこれらとの連携を考える。

#### 4. 今後の進め方について

以上のような了解事項に基づいて、今後、跡地利活用方策を考えていくためには、広く市民の意見を拾い上げる仕組みが不可欠となる。まず第一にそれは、「(仮)弥生跡地利活用市民懇談会」のようなものとなろう。しかしまたそこには、従来とは違う、市民参画・議論の透明性確保の仕掛けを施しておく必要もある。

まず、この跡地利活用を考える懇談会および市民参画の仕組みに参加し、意見交換していくべき関係者として、以上をふまえると次のような機関／人が考えられる。

##### (1) 意見が欲しい人、参加して欲しい人々

行政：

弘前市では、現在担当している企画部企画課のほか、①共同研究に参画した部署、②周辺施設の所管部署、③環境関連部署、④（「自然に近い姿での整備」や農林業・観光振興の視点を前提に）将来想定される整備内容に即した部署等の参画が考えられる。具体的には、①教育委員会中央公民館・船沢公民館、建設部土木課、②商工観光部公園緑地課（弥生いこいの広場所管）、③環境保全課、④農林部各課、商工観光部観光物産課等の参画を検討する。そのほか、国においては、周辺の国有林との関係から津軽森林管理署の参画。県においては、リゾート跡地の活用や地域振興の観点から、リゾート担当部門や中南地域県民局などの参画も検討する。

地元住民サイド：

本共同研究は船沢公民館も参画して進めてきた。その中で、地域住民向けに2度ほど会合も開いている。船沢地域のまとまりは町会と公民館が核であり、集まる場所・事業を持っているという点でも、公民館を軸に住民側の意見を取り入れていくことが望ましい。地元住民の位置づけ・参画は大変重要な点なので、別項で詳述する。

市民サイド（支援者）：

本地域の特性から、環境教育活動などにも関連する市民団体の参加が望ましい。とくに当該地域のあり方について長く意見を述べ、関わってきた岩木山を考える会は、現地の生物に係わる情報などで造詣が深く、現地資源調査を行う核になるはずである。こうした会をはじめ、その他、本研究でヒアリングした団体等の参画も検討する。

市民サイド（利用者）：

将来の跡地利活用の方向性が明確になっていないため、利用者を限定的に想定することは難しいが、「自然に近い姿を念頭に置きながら検討を進める」ことや、第4章で提示している各方面からの意見などを前提に、自然のあり方を学習して欲しい小中学生や、近隣の弥生いこいの広場の利用者等の意見をくみ上げる工夫も検討する。

専門家グループ：

今回の共同研究同様、当該エリアの特徴を踏まえ、社会学・まちづくり・産学官連携・防災・生態学・農村計画学等の分野の専門家の参画が望まれる。

## (2) 懇談会と並行して検討すべきこと

以上をすべて揃えるとなるかなりと大がかりなものになる。しかし懇談会そのものはできるだけ小さく作り、議論の活性化を重視したい。そこで懇談会の進行と並行し、連携しつつ、次のような事業を進め、多くの人々の参加を確保していくことを提案したい。

### ①現地の資源調査

当地のアセスのあり方には市民側からも問題点が多数指摘されている。とはいえ今回は大きな建物を建てないとなれば大がかりなアセスは必要ない。しかし逆に自然観察の場所とするのであれば、観察資源の発掘は不可欠である。

この場合、生物の面だけでなく、周辺のゴミの不法投棄や、立地場所以外の環境破壊箇所など、環境学習に役立つものを取りあげて行くのも望ましい。

こうした調査は、後述の組織形成との絡みで進めると効果がある。跡地を含めてこの周辺の環境整備をどう進めていくのかと関係させて、さらにこれを教育プログラムでできないか検討することが必要である。

### ②地元住民の積極的参加を促す工夫が必要

公開講座や、住民自身による討議会を開催する。

その際、場合によっては、この跡地利用という課題を離れて、地域課題からじっくり話し合う必要があるかもしれない。

りんご、後継者、結婚難、地域の社会関係の希薄化など、課題はたくさんあり、それに取り組む手がかりとして跡地の利用を位置づけられると、地元からより効果的な利用法のアイデアが生まれてくる可能性がある。

## (3) 跡地利活用をめぐる社会的仕組みの構成・進め方について

以上、懇談会、資源調査、地元地域での講座の3つをうまく組み合わせて、跡地利活用方策を考えていく。関係を列挙すれば以下の通り。

## 構成

期待されるアウトプット

### I 弥生リゾート跡地利活用法に関する懇談会

最低限必要な参加者の意見  
取りまとめに必要な専門知識

・・・弘前市関係部署  
地元代表、市民活動団体、  
学校関係者、一般市民  
計画学、

=>跡地利活用法の策定

↑ 結果の提示、提言    ↓ 利用者の声、行政情報

### II 現地および周辺地域における資源調査

最低限必要な参加者の意見  
取りまとめに必要な専門知識

・・・中央公民館サイド、学校関係含む  
市民活動団体、地元住民  
生物学、人文科学（歴史、  
民俗、社会）

=>資源調査結果の  
取りまとめ

↑ 参加、地元の声・希望    ↓ 結果の公表、学習

### III 地元有志発掘・支援講座

最低限必要な参加者の意見  
取りまとめに必要な専門知識  
協力者

・・・船沢公民館サイド、地元町会含む  
地域住民  
農村計画学  
講座開催時の講師（適宜）

=>利活用に当たっての  
組織・仕組みづくり

以下、上図について、その具体的な内容として考えられることを提示してみる。

#### I 弥生リゾート跡地利活用法に関する懇談会について

弘前市が跡地利活用法に関する懇談会を組織化し、専門家の知恵も導入しながら、必要最低限の設備の設置の可能性も含めて、跡地利活用法を策定する。利活用法はまた、弥生いこいの広場他、既存施設との連携のもとに構成する。

Iの懇談会は、オープンにかつ市民・住民からの声を十二分に取り込んで行われなければならない。また逆に、市民や地域住民の動き方、考え方によって、利活用法は大きく変わるだろう。利用者・活用者が見込めないのであれば、このまま自然のままに見守っていくことも利活用法としてありうる。どのように住民・市民が利用するつもりか、それを見極めていく必要がある。

市民・住民の声はしかし、単に広く集めるだけでは十分なものにはならない。それゆえ、さらに次の二つの仕掛けを作ることが必要となる。

### Ⅲ 地元有志発掘・支援講座の開催

Ⅲから先に述べる。

この地が本当に有効に活用されるかどうかは、やはり、もっともこの地に近接している地域住民の生活向上にとって、この地が意味あるものになるかどうかにかかっている。Ⅲは、そうした地域住民の声を聴くとともに、こうした里山からすでに離れてしまっている地域住民に、本来の山との関わりを再認識してもらうものである。魅力を再発掘するために必要な地元有志発掘・支援講座の開催は、基本的には学習から始めることになるので、公民館あたりで取り組んでいくのが最適である。

### Ⅱ 現地および周辺地域における資源調査

弘前市が主催する懇談会においても、また公民館で進める講座の開催においても、本跡地やこの周辺地域に関する、専門・非専門の様々な知識の発掘、導入が不可欠である。

そこには、地域住民だけでなく、様々な機関・団体・市民が関わることを望ましい。またこのことを通じて、懇談会への市民の意見収集を広く行うことが期待でき、かつ、地元有志だけでは不十分な人的・社会的・文化的資源を、広く市民から求めることができる。

仕掛けとしては、懇談会・講座の共催による、現地および周辺地域の資源調査という形をとるのが適切であろう。資源発掘調査を通じて、弘前大学をはじめ、市内の各機関の専門知識とともに、関係市民団体や、クラブ、サークルなどにも参加してもらい、市民をあげた応援態勢を構築していく。

#### (4) 跡地利活用を考えていく際に留意すべきこと

以上のような3つの仕組みが必要であるのは、この跡地利用を考えていく際に、次のようなことに注意しなければならないからである。

#### ①現地調査のさらなる検討の必要

跡地に関しては、市民団体の側からアセスのやり直しが提言されていることはすでに記した。ただし、今回は施設建設を進めるわけではないので、アセスまでは必要はないと考えられる。とはいえ、現場の現状把握は、跡地利活用を進める際の大前提になる。本報告書ではその大枠を示したが、Ⅰに示した資源発掘調査のような形でもさらに詳しい調査を行うことが望ましい。

なおこの利活用資源調査は、これまでの行政主導を反省し、すでにあげた4者の協力の形で、できれば地元地域を中心に住民参加／市民参加で、できるだけお金をかけずにやっていくことが望ましい。跡地利用調査には、さらに拡げて、地域の問題点の点検、地域学的発想からの地域の宝探しなどを連動させていくこともできる。

#### ②運営主体・参画者（団体）の明確化

また利活用にあたっては、運営主体の形成が必要である。中心的な担い手および受益者は地元地域であることが望ましいので、地元地域の人々を中心に、どのような運営主体形成が可能か、その組織化を考えることが不可欠である。組織化の展開の仕方は利活用の方向性に深くかかわるので（もし、地元運営主体が全く構成されないのなら、跡地をこのまま手をつ

けないでおくということすら考えられる)、懇談会での意見集約の前に見通しを立てておく必要がある。

### ③利活用ビジョンの形成——目標の設定

以上、資源調査と運営主体形成を先行させながら、行政が中心となって、専門家や市民・地域住民の意見を適切に取り入れ、利活用のビジョンを策定していく。

ビジョンはもちろん必要である。目標と計画がなければ、我々は協同できない。ただしまたそれが、単なる絵に描いた餅にならないよう、①②に十分に配慮して、ビジョンを策定していく必要があるわけである。

組織的には、③を担う大きな委員会と、①②を実施する小さな計画作成の実働組織の二つを作り、大きな委員会は懇談会形式でビジョンを取りまとめ、小さな組織が実際に案を煮詰めていく形が考えられる。この小組織が適宜、親委員会に属する専門家などのアドバイスを拾い、学習会を重ねながらビジョンの下案を作り、親委員会にあげていく。この小組織には二つのやり方が考えられ、一つは行政主導で地域住民・市民と作る。もう一つは地域主導で、行政はこのレベルではアドバイザーとなる。開催場所としては地区公民館が望ましい。この小組織を動かしていく中で、実際に跡地利用が決まった段階での実働部隊形成の構想も練っていく。

#### <考えられる具体的な手順>

1. 地元公民館で市民を巻き込んで何回か現地調査や勉強会を実施する。アンケートも検討する。結果を報告書にまとめる。
2. 市で懇談会を構成し、そこに参加する専門家が現地調査や勉強会にも参加して、テーマごとの検討を行う。専門家は、単に専門の学でもって話すのではなく、現地調査や勉強会もふまえて、市民・住民の意向も取り上げながら懇談する。
3. 懇談会で、現地調査や勉強会ででてきた意見、アイデアも取り込みながら、ビジョンを構成する。並行して、推進体制も検討し、ビジョン（ないしは計画）に盛り込むようにする。

ビジョン・計画は、簡単にまとめ、大がかりにならないようにする。また現地調査や勉強会の報告書も、簡素でよいから出来るだけ地元住民や市民が自前で作る。またその内容は、ビジョンの実行計画になるように意識する。成果物は、参加者の共通認識を表現したものとして、関係者に広く行き渡るようにし、また地元地域や市民向けにその内容を知らせるリーフレットを作成する。

これまではしばしば、国からの事業・制度や財政支援を前提に（あるいはきっかけとして）計画を立て、施設（多くは過大な箱モノ）を作り、そこではじめて何をやるかを考えてきた。今回は、計画の中で何をやりたいか（目標）、誰がやるのか（主体）を明確にし、その上で実現のために必要なものが提案され（企画）、行政での予算化、あるいは資金調達（手段）を考えていく形をとる。大切なことは、弘前市・弘前市民が元気になることであり、事業地の周辺地域が今後も元気に持続していくことである。

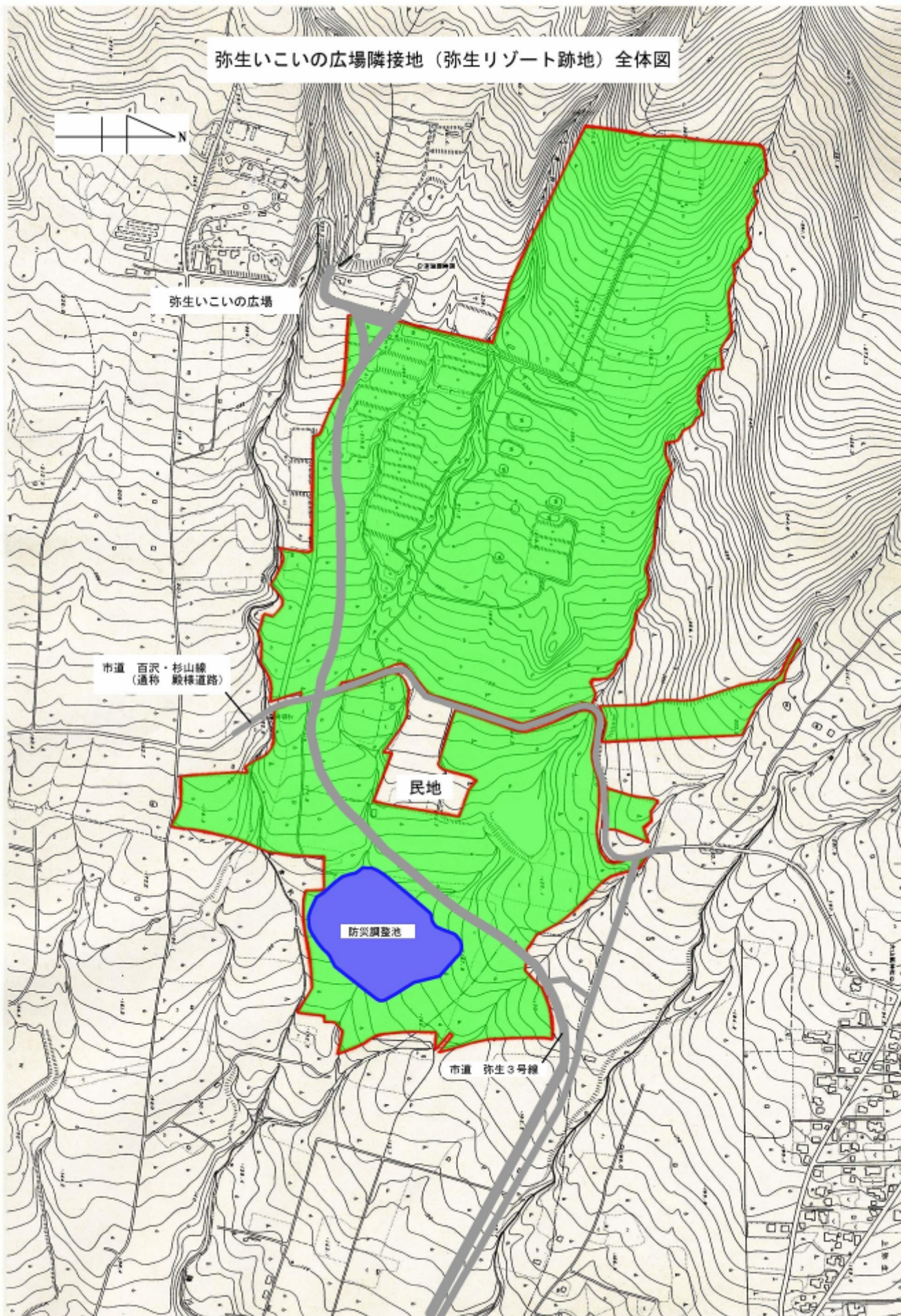
## 【資料】弥生リゾート跡地に係る出来事（年表）】抜粋

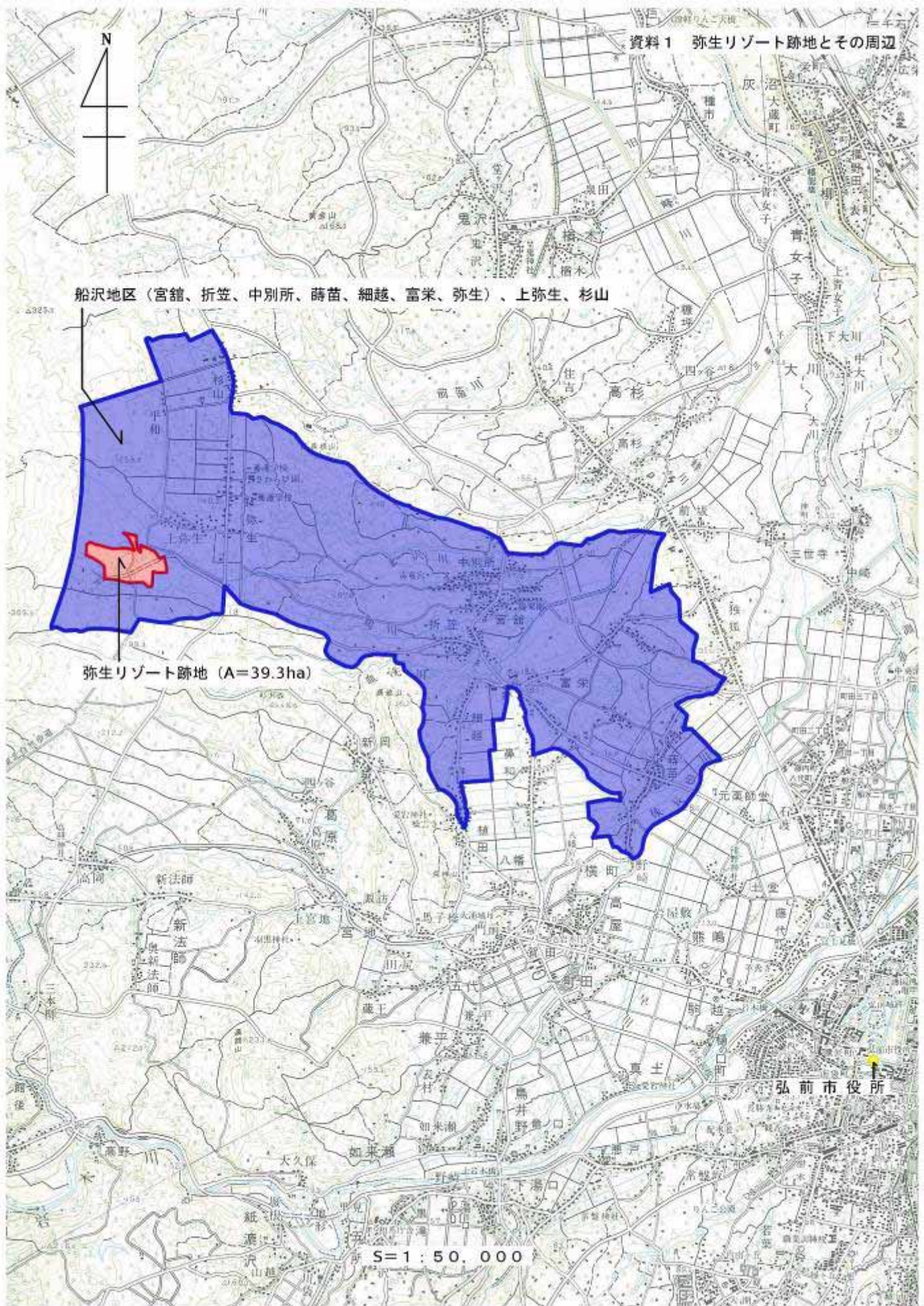
年月	主体	出来事	摘要
S62	国 (自治省、農林水産省、通商産業省、建設省所管)	総合保養地域整備法(リゾート法)制定	『スポーツ、レクリエーション、教養文化活動、休養、集会等の多様な活動に資するため、民間事業者の活用に重点を置きながら総合的な機能の整備をし、周辺地域の振興及び国民の福祉の向上を目指す』
H1	市	弥生ハイランドリゾート基本構想策定	
H2.1月	弘前リゾート開発(株)	弘前リゾート開発株式会社設立	資本金6億円(うち、弘前市1億8,000万円 持株比率30%)
H2	県	津軽岩木リゾート構想策定	総合保養地域整備法に基づき津軽岩木リゾート構想を策定。 この構想の中で「岩木山弥生地区」は重点整備地区に指定される。
	国	「津軽岩木リゾート構想」承認	
H3.4月	弘前リゾート開発(株)	弘前リゾート開発株式会社が「岩木山弥生地区リゾート開発基本計画」を決定	
H6.6月	弘前リゾート開発(株)	事業地の開発に係る保安林解除の予定告示	
H6.7月	弘前リゾート開発(株)	スキー場開発に伴う手続き完了	
H6.8月	弘前リゾート開発(株)	弘前リゾート開発(株)において、スキー場開発に係る工事着工	
H6.11月	弘前リゾート開発(株)	弘前リゾート開発(株)において、保安林解除の告示が進まないことからスキー場開発に係る工事中止	
H7.7月	弘前リゾート開発(株)	事業地の開発に係る保安林解除予定取り消しの告示	
H13	市	青森県に対する重点要望事項において、弥生地区への大型児童館建設を要望	これまでは建設地を具体的に示さずに大型児童館建設を要望してきたが、平成14年度要望事項において、はじめて大型児童館の建設地を弥生地区と示した。
H13.3月	弘前リゾート開発(株)	弘前リゾート開発(株)取締役会にて解散決議	○増資、弘前市からの無利子貸付、金融機関からの新たな融資は困難であり、新たな事業を行うことができないことから解散を検討。 ○市に対して会社所有の土地等の買収の申し入れ。
H13.5月	市	岩木山弥生地区整備計画(案)策定	【計画理念】 子どもから高齢者までが、豊かな自然の中で、宿泊体験や野外での遊び、文化活動などの総合的な体験をすることができる自然体験型拠点施設。 【主な計画内容】 ○県立の大型児童館(B型) ○岩木山学習館 ○里山共生ゾーン
H13.5月	市	市議会議員全員協議会で弘前リゾート開発(株)の土地等の取得について協議	
H13.6月	弘前リゾート開発(株)	弘前リゾート開発(株)は、臨時株主総会を開催し、正式解散。	
H13.9月	市	弘前リゾート開発(株)と不動産売買契約を締結	内 容：土地(263,312.31㎡)、工作物(防災調整池) 売買代金：343,190,355円 支 払 い： 内金として240,233,248円 ( 売買代金の70%：H13.10.19支払い済み ) 所有権移転完了後102,957,107円 ( 売買代金の30%：H17.11.18支払い済み )
H13.10月	市	弘前リゾート開発(株)と物件移転補償契約を締結	内 容：ターミナルハウス、ゴンドラ山麓駅舎基礎、ターミナルハウス鉄骨材 補償金額：246,642,950円 支 払 い：移転完了し、H13.12.21全額支払い済み
H16.6月	市	岩木山弥生地区自然体験型拠点施設基本計画書作成業務委託	委託料：4,305,000円
H16.7月	市	市民団体が市長を相手に住民訴訟提訴(平成16年(行ウ)第4号)	原告：阿部東(外5名) 被告：弘前市長 金澤 隆(当時) 被告は、「岩木山弥生地区自然体験型拠点施設基本計画作成委託料」として公金450万円請求内容を支出させなければならない。

年月	主体	出来事	摘要
H17.3月	市	岩木山弥生地区自然体験型拠点施設基本計画策定	全体事業費：1,867,000,000円
H17.4月	市	住民訴訟の原告団が一審判決(平成16年(行ウ)第4号)の取り消しを求めて仙台高等裁判所へ控訴(平成17年(行コ)第14号)	
H17.8月	市	控訴審判決言渡(平成17年(行コ)第14号)	判決：控訴人らの請求を棄却
H17.9月	市	市民団体が市長を相手に住民訴訟提訴(平成17年(行ウ)第6号)	原告：弥生スキー場跡地問題を考える市民ネットワーク(弥生ネット) 被告：弘前市長 金澤 隆(当時) 被告は訴外金澤隆(前弘前市長)に、跡地取得残代金1億295万7,107円の損害賠償を請求せよ。 請求内容： いわゆる「弥生跡地訴訟」
H18.4月	市	現相馬鎧一市長就任	「岩木山弥生地区自然体験型拠点施設整備計画の中止」を公約の一つに掲げる。
H18.10月	市	住民訴訟判決言渡(平成17年(行ウ)第6号)	判決：原告請求を棄却
H18.10月	その他 (市民団体等)	原告団、控訴見送りを決定。	「市政転換に大きな役割を果たし、施設計画中止となったことで目的を達成した」とのコメント。
H19.1月	市	「弥生いこいの広場隣接地(弥生リゾート跡地)利活用方策案の検討の方向性について」庁内で意思決定	1.基本的な考え方 (1) 広く市民の意見を聴いて、今後の方向を定めていく (2) 自然に近い姿を念頭に置きながら検討を進める (3) 大型箱物施設を中心とした計画とはしない (4) 防災や利用上の安全面を考慮し整備の方向性を定めていく (5) 懇談会などの運営にあたっては、大学等、外部のノウハウ・手法を活用することを検討する 2.当面の具体案 (1) 弘前大学との共同研究 (2) 当面の防災・安全に関わる措置
H19.7月～	市	弘前大学との共同研究契約の締結	
H21.3月	県	津軽岩木リゾート構想を廃止	平成2年に国の承認を得てスタートさせた「津軽岩木リゾート構想」について、県は、平成20年11月より、国と同構想廃止の協議をすすめ、平成21年3月に国の同意を得たことから、「津軽岩木リゾート構想」を廃止した。



弥生いこいの広場隣接地（弥生リゾート跡地）全体図





弥生いこいの広場隣接地利活用方策検討事業 報告書【概要版】

発行 平成21年11月

弘前大学人文学部

弘前市

〒036-8085 青森県弘前市大字文京町1番地 弘前大学人文学部（社会学研究室）

〒036-8551 青森県弘前市大字上白銀町1番地 1 弘前市役所（企画部企画課）